

登録団体の基準 （八王子市猫の譲渡に関する要綱 第4条第3項）

譲渡対象団体に登録されるためには、次の基準を満たす必要があります。

- (1) 本市の譲渡事業に協力し、新たな飼い主探しを非営利の活動として行う団体であること。
- (2) 2名以上の者が、動物愛護及び適正飼養の普及啓発を目的とし、規約に基づき活動していること。
- (3) 活動実績及び活動趣意が保健所の実施する譲渡事業の趣旨に反するものでないこと。
- (4) 関連する法令等の趣旨を理解し、遵守できること。
- (5) 不妊去勢手術を実施していない猫については、譲渡後1年以内に当該手術又はこれに代わる確実な繁殖制限措置を速やかに実施し、その旨を保健所長に報告できること。
- (6) 成人の代表者がいること。
- (7) 団体の所在地が市内であること。ただし次の各号すべてに該当する場合は、その限りではない。
- (8) 団体の活動拠点（連絡窓口・支部等）及び猫の飼養場所が市内に存在すること。
- (9) 前号で規定する活動拠点の責任者は、市内に在住する成人であること。
- (10) 飼養場所が集合住宅もしくは賃貸住宅の場合は、猫の飼養が認められていることを確認できる契約書等の書類（写しも可）を提出できること。
- (11) 保健所が実施する調査等（現地訪問を含む）に協力できること。
- (12) 猫の譲渡先として団体名を保健所が公表することに同意できること。
- (13) 前各項のほか、保健所長が必要と認める要件を満たしていること。